

発議案第 1 1 号

地方行政調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出する。

令和 8 年 1 0 月 8 日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三鴨 義文

南部町議会議長 景山 浩 様

別紙

地方行政調査特別委員会の設置について

本町議会は町行政推進の資料を得るため、地方自治法第109条及び南部町議会委員会条例第6条の規定により地方行政調査特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中に調査を行うものとする。

記

1. 委員会の構成

総務経済常任委員・民生教育常任委員全員

2. 目 的

人口減少社会において増え続ける地域社会の課題を乗り越えていくため、地方議会の役割は益々重要となっているが、南部町においては2期続けて無投票選挙となり、全国の町村の約3割でも無投票となっている。

原因として低額な議員報酬や政治や議員への関心の低さ、議会の活動に魅力を感じていただけないこと、議会に対する住民の関心が低下し、人口減少・高齢化とも相まって、議員のなり手不足の深刻化が考えられる。

議会は行政とともに地域の進むべき方向性を決定し、ひいては住民生活の満足度を左右するという大きな使命を帯びている。なり手不足が続けば、議会の使命は果たせず、議会のあり方が問われ、議会改革の取組みが喫緊の課題となっている。

また、少子高齢化及び人口減少が危惧される現在、地域においてこれを乗り越えていくために、さらに住みよい地域の形成を図っていくことが大切である。

そして、魅力あるまちづくりを実現していくため、南部町は令和2年3月に2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言を行い、令和3年3月に南部町温暖化防止計画を策定、

令和6年度から令和11年度を事業期間とする地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点加速化事業）に採択され取り組まれている。

また、南部町の特産である梨・柿を中心に、耕作放棄地の再生、新規就農者の確保、観光農園や加工品開発などを組み合わせ、町全体で果樹産地を再生し、年間を通してフルーツの生産・体験・販売ができる地域をつくるフルーツロード構想が進んでいる。

こうした政策等をはじめ、町はどのような具体的対策をとっていかなければならないか、議会として深く研究し、人口減少に起因する様々な課題解決に資することを目的とする。

3. 調査事項

- (1) 議会改革、議会活性化の取組について
- (2) 地域主導の再エネ・地域脱炭素に関する取り組みについて
- (3) フルーツ・ツーリズムについて

4. 調査地

- (1) 京都府精華町
- (2) 兵庫県宍粟市
- (3) 和歌山県紀の川市

5. 調査期間

令和8年11月4日から11月6日までの3日間

6. 経 費

予算に認められた範囲内

7. 調査の方法

地方行政調査特別委員会による関係者からの聞き取り及び現地調査による。